



ペットフードについて



犬や猫などのペットと生活を共にしているみなさまの中には、大切な家族の一員として、安全な食事を与え、より健康に、より大切に育てたいと願われている方が多いのではないでしょうか。

そこで、ペットの健康を守るために非常に重要な役割を果たしている法律「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（通称：ペットフード安全法）」の概要とその法律に関するFAMICの業務についてご紹介します。



ペットフード安全法の概要

(1) 対象となるペットフード

犬及び猫用の市販のペットフード

- ・総合栄養食
- ・一般食
- ・おやつ、スナック
- ・その他（サプリメント、ミネラルウォーターなど）

(2) 守るべき内容

- ・製造する際、病原微生物や有害物質による汚染を避けること
- ・決められた有害物質の上限値を超えないこと
- ・名称（犬用か猫用か明確に）や原材料名などを日本語で表示すること



2007年春に米国で、メラミン^{*1}が混入した原料で製造されたペットフードにより、犬や猫への大規模な健康被害が発生しました。日本でもメラミンが混入したペットフードが発見され、自主回収されました。

（※1 日用品に利用されるメラミン樹脂の主原料となる化学物質）

その時点ではペットフードの安全に関する法律ではなく、かねてよりペットフードの市場規模の拡大を受けて、法律制定が求められていました。

そこで誕生したのがペットフード安全法です。ペットフードの安全確保を目的として、2009年6月に施行されました。

FAMICの立入検査・分析検査

FAMICでは、ペットフード安全法に基づいて、ペットフードの製造業者や輸入業者などへの立入検査及びペットフードの分析検査を実施しています。

立入検査では、製造業者の工場や輸入業者の事務所などに職員が赴き、法律で作成・保存が義務づけられている帳簿や書類の確認、製品や原材料のサンプリング、表示の検査、その他ペットフード安全法の規定の遵守状況などの聞き取り調査を行います。

サンプリングした製品や原材料は、科学的な検査により、かび毒、メラミンなどの有害物質に汚染されていないかどうかを確認し、その結果を農林水産省に報告しています。

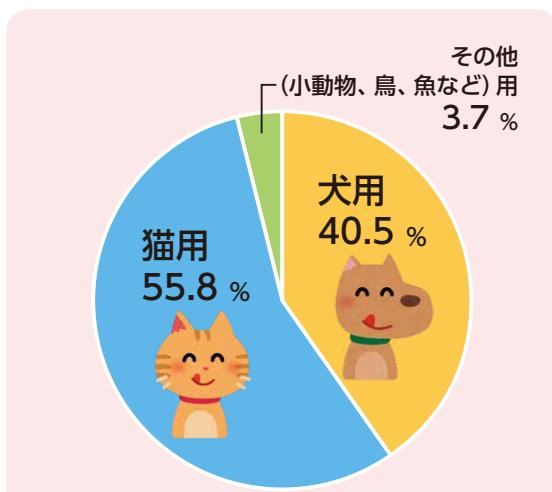


図 ペットフード出荷量^{*2}

*2 一般社団法人ペットフード協会
令和6年度ペットフード産業実態調査の結果